下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月27日

下呂市長　　山　内　　登

令和８年下呂市規則第72号

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年下呂市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則 １～８　（略） （令和８年度における特例） ９　附則第５項の規定の適用について、市長が特に必要と認める部署においては、令和８年度に限り、「10月」を「11月」とする。	附　則 １～８　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。